

地域型保育事業所に対する指導監査の主眼事項及び着眼点

主 眼 事 項	着 眼 点
第1 適切な入所児童 支援の確保	事業所の支援について、個人の尊厳の保持を旨とし、入所児童の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。また、入所児童への支援等について、児童の保護者等及び関係機関（児童相談所・保健福祉センター等）との連絡調整が図られているか。
1 入所児童支援の充 実	(1) 開所・閉所時間、保育時間、開設日数が適切に設けられているか。 (2) 保育所保育指針に規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項を踏まえ、各事業所の実情に応じて適切な保育が行われているか。 ア 全体的な計画や、それに基づく指導計画が作成されているか。 イ 保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行っているか。 ウ 保育の質の向上を図るため、自己評価を行っているか。 エ 保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るように努めているか。 オ 職員及び事業所の課題を踏まえた研修が計画的に実施されているか。 (3) こどもの状態を観察し、不適切な養育等の発見に努めるとともに、必要に応じて関係機関との連携を図っているか。 (4) 適切な給食を提供するよう努めているか。 ア 必要な栄養所要量が確保されているか。 イ 嗜好調査、残食（菜）調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。 ウ こどもの身体状態に合わせた調理内容になっているか。3歳未満児に対する献立、調理（離乳食等）、食事の環境などについての配慮がされているか。 エ 食事の時間は、家族生活に近い時間となっているか。 オ 給食材料が適切に用意され、保管されているか。 カ 給食日誌の記録が適正に行われているか。 キ 保存食は、一定期間（2週間）適切な方法（冷凍保存）で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。 ク 食器類の衛生管理に努めているか。 ケ 給食関係者の検便は適切に実施されているか。 (5) 食中毒対策が適切に行われているか。 (6) 調理の業務委託が行われている場合、契約内容等が遵守されているか。 (7) こどもの状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われているか。排泄の自立についてその努力がなされているか。トイレ等はこどもの特性に

主 眼 事 項	着 眼 点
	応じた工夫がなされているか。また、換気、保温及びプライバシーの確保に配慮がなされているか。 (8) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。 (9) 医学的管理は、適切に行われているか。 ア 健康診断の実施、結果の記録及び保管が適切に行われているか。 イ 衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。 ウ 必要な嘱託医等が置かれているか。また、個々のこどもの身体状況・症状等に応じて、嘱託医等による必要な医学的管理が行われているか。 (10) 安全計画の策定を含め、事故発生の防止のための指針の整備等、事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。 特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中、送迎等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、以下の対策を講じているか。 ア 睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向きに寝かせるなど、寝かせ方に配慮すること、児童を一人にしないこと、安全な睡眠環境を整えているか。 イ プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。 ウ 児童の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴等）や当日のこどもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。 また、食物アレルギーのあるこどもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。 エ 児童の通園、園外における学習のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を適切に確認しているか。 通園のための自動車の運行については、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン（令和4年12月20日国土交通省 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ）に適合する児童の見落としを防止する装置を装備し、これを用いて児童の所在を適切に確認しているか（当該装置の装備が義務付けられている場合に限る。）。 オ 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的実施しているか。 カ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、救命講習などを受講するとともに、当該講習などを基に実践的な訓練を実施しているか。 キ 事故発生時には速やかに当該事実を本市に報告しているか。 (11) 事業所の職員による、障害児を含む児童に対する虐待などの未然防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
2 入所児童の生活環境等の確保 第2 事業所運営の適正実施の確保 1 事業所の運営管理体制の確立	(12) 乳幼児突然死症候群対策や窒息事故の防止に努めるなど、事故防止対策を講じているか。 (13) 死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じているか。 (14) 保護者との連携に積極的に努めているか。また、こどもや家族からの相談に応じる体制がとられているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。 (15) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。 (16) 本市との連携が図られているか。 (17) 集団保育の提供等、代替保育の提供及び保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、連携施設を適切に確保しているか。 事業所設備等生活環境は、適切に確保されているか。 (1) こどもが安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。また、こどもの発達や特性に応じた配慮がなされているか。 (2) 保育室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか。 (3) 保育室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は、適切になされているか。 健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう努めているか。また、給付費等を財源に運営する事業所の経理事務は、適切に事務処理され、給付費等が適正に使われているか。 (1) 入所定員を遵守しているか。 (2) 必要な諸規程は、整備されているか。当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。 (3) 重要事項説明書を作成し、利用者に内容の説明を行っているか。 (4) 事業所運営に必要な帳簿は整備されているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	(5) 直接支援に当たる職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。 (6) 事業所の職員は、専ら当該事業所の職務に従事しているか。 (7) 管理者は専任者が確保されているか。管理者がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。 (8) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。 (9) 事業所設備は、適正に整備されているか。また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。 (10) 会計経理が適切に行われているか。 ア 給付費等の請求事務が適正に行われているか。 イ 利用者負担金（延長保育利用料、一時保育利用料、職員給食費等）が適正な額となっているか。 ウ 現金・預金等の保管が適正に行われているか。 エ 支出内容に不適切なものはないか。 オ 会計に関する諸記録を整備しているか。 カ 内部牽制体制が確立され、適正に機能しているか。 (11) 業務管理体制を整備しているか。 (12) 個人情報の取扱いを適正に行っているか。 ア 個人情報保護に関する法律等に則り、個人情報に係る安全管理措置を講じているか。 イ 定期的に周知及び注意喚起を行うなど、形骸化しない仕組みを構築しているか。 ウ カメラやUSBメモリ等の電子記憶媒体について、安全が配慮された適切な取扱いになるよう手順書等に基づく統一的な使用方法を確立するとともに、その内容について全職員への周知を徹底しているか。
2 必要な職員の確保と職員処遇の充実	(1) 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。 ア 職員の労働時間を適正に把握・管理しているか。 イ 労働日数・労働時間数を賃金支払の都度、賃金台帳に記入しているか。 ウ 職員の賃金は、京都府最低賃金額以上の金額で計算し支給しているか。 エ 労働基準法等関係法規にかかる協定や規則、書類等を整備しているか。 (2) 職員への健康診断等健康管理は、適正に実施されているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
3 防災対策の充実強化	(3) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。 ア 職員の計画的な採用に努めているか。 イ 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。 (4) 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。 (5) 職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。 防災対策について、その充実強化に努めているか。 (1) 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。 (2) 非常時に対する避難設備（階段、避難器具）が整備され、点検されているか。 (3) 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。 (4) 児童福祉施設等が定める非常災害に対する具体的な計画（以下、「非常災害対策計画」という。）が作成されているか。また、非常災害対策計画は、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情も鑑みた災害にも対処できるものであるか（必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はない。）。 (5) 非常災害対策計画には、以下の項目が盛り込まれているか。また、実際に災害が起こった際にも利用児童等の安全が確保できる実効性のあるものであるか。 【具体的な項目例】 ・児童福祉施設等の立地条件（地形等） ・災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等） ・災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等） ・避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報」発令時等） ・避難場所（市町村が設置する避難場所、施設内の安全なスペース等） ・避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間等） ・避難方法（利用児童の年齢や発達に応じた避難方法等） ・災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等） ・関係機関との連携体制 (6) 非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有しているか。また、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有しているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	(7) 火災、地震その他の災害が発生した場合を想定した消火訓練及び避難訓練は、消防計画を作成のうえ、少なくとも毎月 1 回以上適切に実施されているか。 (8) 浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に所在する施設については、避難確保計画が作成され、同計画に基づき 1 年に 1 回以上訓練が実施されているか。 (9) 防犯について配慮されているか。